# 財務諸表の承認に関する意見について

### 1 承認の手続等

#### 〇地方独立行政法人法

(財務諸表等)

- 第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又 は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明 細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立 団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。
- 3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらか じめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 (略)

#### 〇地方独立行政法人長野県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第211号)第2章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

#### 2 地方独立行政法人法第34条等の規定による確認

確認の方針:法令遵守の観点から確認を行った。

確認項目	確認結果
1 提出期限は遵守されたか (法第34条①)	・6月28日に財務諸表等を受理
2 必要な書類は全て提出されたか (法第34条②)	<ul> <li>・提出された書類(参考資料参照・一部省略)</li> <li>①財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書)</li> <li>②事業報告書</li> <li>③決算報告書</li> <li>④監事の意見</li> <li>⑤会計監査人の意見</li> </ul>
3 財務諸表の承認に当たり、 考慮すべき監事及び会計監 査人の意見はないか	・監事の監査報告書及び会計監査人の監査報告書はいずれも適正意見表示であり、財務諸表の承認に当たり、考慮すべき意見はなかった。

平成25年(2013年)9月4日

長野県知事 阿部 守一 様

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会 委員長 小宮山 淳

## 意 見 書

地方独立行政法人長野県立病院機構の平成 24 年度の財務諸表の承認について、 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 34 条第 3 項の規定による地方独立 行政法人長野県立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

意見	
!	!
<u> </u>	
<del>'</del>	
<del>`</del>	
i i	
i	i
į	
į	
1	i
	I I
T .	
I and the second	
T .	I I